

(証券コード3708)

平成28年6月24日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

## 特種東海製紙株式会社

代表取締役社長 松 田 裕 司

### 第9回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催いたしました当社第9回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

#### 報 告 事 項

1. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第9期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類報告の件  
本件は、上記内容を報告いたしました。

#### 決 議 事 項

##### 第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、第9期期末配当金は、1株につき2円50銭と決定いたしました。

##### 第2号議案 吸収分割契約承認の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当社は平成28年10月1日を効力発生日として、当社の段ボール原紙及び重袋用・一般両更クラフト紙事業における当社の製造機能を含め、当社が島田工場において営む事業に関して有する権利義務を、当社島田工場分社化のために当社が新たに設立した新東海製紙(株)に、吸収分割の方法により承継させることといたしました。

##### 第3号議案 株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成28年10月1日を効力発生日として普通株式10株を1株に併合することと決定いたしました。

**第4号議案** 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。  
変更内容は、後記のとおりであります。

**第5号議案** 取締役11名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に松田裕司、大島一宏、関根常夫、紅林昌巳、渡邊克宏、毛利豊寿の6氏が再選され重任し、新たに柳川勝彦、大沼裕之、佐野倫明、木村実、大竹優子の5氏が選任され、それぞれ就任いたしました。  
なお、木村実、大竹優子の両氏は社外取締役であります。

**第6号議案** 補欠監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社内監査役の補欠として河合稔氏が、社外監査役の補欠として神洋明氏が選任されました。

以 上

定款の一部変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>450,000,000株</u> とする。 ( <u>単元株式数および単元未満株券の不行</u> 発行)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>45,000,000株</u> とする。 (単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。 (新設)	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 附則 第6条および第8条の変更の効力発生日は、平成28年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。

株式会社併合に伴う当社株式のお取扱いについて

当社は、本定時株主総会において、平成28年10月1日をもって普通株式10株を1株に併合すること及び単元株式数を1,000株から100株に変更することについてご承認いただきました。つきましては、当社株式のお取扱いについて、以下のとおりご案内申し上げます。

なお、この株式併合に伴う株主様による特段のお手続きの必要はございません。

1. 株式併合後のご所有株式

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成28年9月30日最終の当社株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合には、これを切捨ていたします。)となります。

株主様が証券会社等に開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

また、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取・買増制度をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は以下の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## 2. 1株に満たない端数が生じる場合の処分代金のお支払い

株式併合により1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

なお、端数株式の処分代金につきましては、平成28年12月上旬頃、お支払いさせていただきます予定としております。

### [お問合せ先]

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
電話 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

---

## 期末配当金のお支払いについて

第9期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。

なお、口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先ご確認のご案内」をご送付申しあげましたので、ご査収くださいますようお願い申しあげます。

また、配当金の口座振込をご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになれる株主様宛にも「期末配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。